



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年1月24日（火） 岐阜県発表資料

担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	武田 哲明	内線 8544 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和5年1月24日付けで下記のとおり行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○生徒への私的なメッセージ送信

被処分者	県立特別支援学校 実習助手 （53歳・男性）
事案の概要	令和4年9月頃、勤務校の女子生徒1名に対し、自身の好意を直接伝えた。 また、SNS等による児童生徒との私的なやりとりが禁止されていることを認識していたにもかかわらず、同年12月9日から同月20日までの間、同生徒に対して不適切なメッセージを一方向的に送信した。
処分	停職 2月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 文書訓告

○セクシュアル・ハラスメント

被処分者	県立高等学校 教諭 （63歳・男性）
事案の概要	令和4年9月1日午前中、校内において、同僚の女性教諭1名の肩に手を置き、その上に自身の額を当てた。 また、令和4年4月下旬から同年9月1日までの間、同女性教諭の肩を揉む等のマッサージを繰り返し行ったほか、頭を触った。 このほか、令和2年12月頃から令和3年1月頃までの間に同女性教諭の手を複数回握った。
処分	停職 1月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 文書訓告